

第4章 気になる親子への対応

(1) 医療機関がすべきこと

① 気になる親子の発見

医療機関及び医療従事者は、さまざまな子育て家庭と出会う機会が多いため、現在は虐待に至らなくとも、何らかの地域の養育支援を必要とする、気になる親子を把握することが、虐待予防と子育て支援の観点から求められています。

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

・・・略・・・

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

厚生労働省通知（平成16年3月10日雇児総発第0310001号）

② 気になる親子の連絡

東京都においては、気になる親子を発見した医療機関及び医療従事者は、区市町村の保健所・保健センターあるいは子ども家庭支援センターに連絡をすると、適切な支援につながります。

厚生労働省通知
（平成16年3月10日雇児総発第0310001号）

養育支援を必要とする家庭に関する
医療機関の積極的な情報提供が円滑
に行われるよう
市町村の受理窓口を医療機関に周知
願いたい



東京都の場合

区市町村の

保健所・保健センター

あるいは

子ども家庭支援センター

(2) 気になる親子の連絡と個人情報の保護

医療機関が、気になる親子に係る情報の連絡を行う場合は、個人情報保護法第23条の「本人の同意なく第三者に情報提供を行うことができる場合」には該当しないため、原則として保護者の同意を得てから連絡を行ってください。同意を得ることが困難と思われる場合でも、まずは、同意を得る努力を怠るべきではありません。

【同意を得やすい説明を】

「お子さんにあった離乳食を教えてくれるよう、保健センターにも連絡しておきますね」、「お母さんもお疲れだと思うので、お子さんを預けられるよう子ども家庭支援センターにお伝えしますね」など、子どもを心配し、保護者の支援を行うという姿勢での語りかけが、連絡の同意を得やすい説明です。このような形で同意を得ると、連絡を受けた機関も支援の糸口がつかみやすくなります。

※ 口頭で同意を得た場合には、対応内容をカルテに記入してください。

【保護者の同意が得られないが情報提供が必要な場合】

妊婦の健診拒否による胎児への影響など、医療機関として「本人の同意がなくとも、子どもの安全な育成の確保のために、連絡と支援が必要」と考えられる場合には、個人情報保護法第23条第1項第3号「児童の健全育成のために特に必要がある場合であって、本人同意が困難なとき」として扱い、**関係機関に連絡を行ってください。**

(3) 連絡の際に伝えるべきこと

医療機関が、気になる親子の連絡を行う際、連絡を受けた機関が具体的な支援の内容などの判断ができるよう必要な情報を伝えることが大切です。

1. 受診の経過

2. 医療機関が連絡をしたい理由

3. 保護者・子どもの心身の様子

(4) 気になる親子の観察ポイント

気になる親子の観察ポイントとしては、虐待に至るおそれのあるリスク要因を抱えている場合や、親子関係の様子などがあげられます。

虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

（出典：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）

1. 保護者側のリスク要因

- ・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠・10代の妊娠）
- ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- ・ マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- ・ 元来性格が攻撃的・衝動的
- ・ 医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・ 被虐待経験
- ・ 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等） 等

2. 子ども側のリスク要因

- ・ 乳児期の子ども
- ・ 未熟児
- ・ 障害児
- ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども 等

3. 養育環境のリスク要因

- ・ 未婚を含む単身家庭
- ・ 内縁者や同居人がいる家庭
- ・ 子連れの再婚家庭
- ・ 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- ・ 転居を繰り返す家庭
- ・ 親族や地域社会から孤立した家庭
- ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- ・ 定期的な健康診査を受診しない 等

気になる親子の保護者の行動について、医療機関で見られる具体例を示します。

気になる親子に見られる保護者の行動の例

育児についての誤った知識（確信）を持っているように見える。

乳児が外来受付に置いてあるおもちゃをなめたとき、「人様のものを、なめるんじゃないありません」と強く怒り、子どもの発達以上のことを求めたりしていた。

子どもを怒鳴りつけることを、「あたりまえ」と感じているように見える。

病院の外来で周囲を気にせずどなりちらし、子どもを片手で引きずっていった。

医療スタッフに対して攻撃的であり、通常の信頼関係を築きづらい。

外来で、医師や看護師に対して、強い口調でどなりちらしていた。

医師の診断・治療に対して相応な関心を示さない。

直ちに治療が必要であることを説明したが、納得せず、治療を拒否した。
また、重篤な状態であると説明したが、顔色を変えず無反応であった。

虐待のリスク要因を持つことイコール「虐待である」、「将来虐待につながる」と判断するものではありません。しかし、虐待は、どんな親子にも起こりうるという認識にたち、発生予防の視点から、リスク要因のある親子に対して、支援を充実させることが必要です。

そのため、医療機関においても、これらの観察ポイントに照らして、気になる親子を早期に発見することが重要なのです。



(5) 連絡の具体的な方法

医療機関が、気になる親子を発見したとき、関係機関への連絡に用いる各種帳票があります。その使用方法と提出先について説明します。

① 診療情報提供書 ～全診療科共通～

- 目的** : 診察の中で気になる親子を診た場合、情報提供に用います。
- 提出先** : 区市町村の子ども家庭支援センター・保健所・保健センター
- 特徴** : 診療情報提供書の作成は、診療報酬の算定対象となります
(患者負担が発生します)。
- 同意** : 保護者の同意を得て作成・提出します。

【様式例】 子どもの場合

診療情報提供書	
情報提供先市町村	市町村長 殿 紹介元医療機関の所在地及び名称 電話番号 医師名 印
患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名
病状 既往症 治療状況等	
父母の氏名	父: () 歳 母: () 歳 職業 () 職業 ()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)
入院日	入院日: 平成 年 月 日 退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所: 当院・他院() 家族構成 在胎: () 週 単胎・多胎() 子中() 子 体重: () g 身長: () cm 出生時の特記事項: 無・有() 妊娠中の異常の有無: 無・有() 妊婦健診の受診有無: 無・有(回:) 育児への支援者: 無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください	
児の状況	発育・発達 ・発育不良・発達のおくれ・その他() 情緒 ・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他()
	日常的世話の状況 ・健診・予防接種未受診・不潔・その他() ・疾患()・障害()
養育者の状況	健康状態等 ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他() 子どもへの思い・態度 ・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
	養育環境 家族関係 ・面会が極端に少ない・その他() 同胞の状況 ・同胞に疾患()・同胞に障害() 養育者との分離歴 ・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由	
*備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。 2. 本様式は、患者が子ども(18歳以下)である場合について用いること	